

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（平成29年9月11日）

議事日程

平成29年9月11日午後2時開議

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 報告第4号 平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算報告について

第4 議案第17号 平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監29の第4号 例月出納検査結果報告の提出について

出席議員 20 人

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 美 延 映 夫 君   | 11番 | 岸 本 栄 君     |
| 2番  | 広 田 和 美 君   | 12番 | 高 山 仁 君     |
| 3番  | 大 内 啓 治 君   | 13番 | 永 井 広 幸 君   |
| 4番  | 木 下 誠 君     | 14番 | 井 上 浩 君     |
| 5番  | ホ ン ダ リ エ 君 | 15番 | 尾 上 康 雄 君   |
| 6番  | 今 井 ア ツ シ 君 | 16番 | 上 野 尚 登 君   |
| 7番  | 前 田 和 彦 君   | 17番 | 大 野 義 信 君   |
| 8番  | 山 本 長 助 君   | 18番 | 重 松 恵 美 子 君 |
| 9番  | 床 田 正 勝 君   | 19番 | 篠 本 雄 嗣 君   |
| 10番 | 加 藤 仁 子 君   | 20番 | 山 本 真 吾 君   |

議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 管 理 者             | 吉 村 洋 文 |
| 副 管 理 者           | 田 中 誠 太 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長           | 永 谷 義 一 |
| 施 設 部 長           | 櫻 田 輝 生 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一   |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 金 箱 幸 泰 |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 慎 二 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 金 子 正 利 |
| 西 淀 工 場 長         | 成 瀬 新 吾 |
| 平 野 工 場 長         | 難 波 利 幸 |
| 東 淀 工 場 長         | 竹 田 享 司 |
| 鶴 見 工 場 長         | 下 田 洋 彰 |
| 八 尾 工 場 長         | 石 田 憲 治 |
| 舞 洲 工 場 長         | 村 上 真 也 |

議長（山本長助君） ただいまの出席議員は、20名で、  
地方自治法第113条の規定により、定足数に達してお

ります。  
ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設

組合議会平成29年第2回定例会を開会いたします。

開 議

議長（山本長助君） 直ちに会議を開きます。

議長（山本長助君） 本日の会議録署名議員に、大野義信君、重松恵美子君の御両君を指名いたします。

議長（山本長助君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

議長（山本長助君） 日程第1、議席の指定を行います。

山本真吾君の議席を20番と定めます。

議長（山本長助君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議長（山本長助君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（山本長助君） 次に、日程第3、報告第4号、平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算報告についてを議題といたします。

議長（山本長助君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） それでは、報告第4号、平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算報告の件につきまして、御説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入につきましては、歳入合計欄にありますように予算現額130億6,049万円に対しまして、収入済額は125億6,651万813円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

歳入の主な内容を申し上げます。

初めに、第1款、分担金及び負担金、第1項、分担金の収入済額は81億5,081万3,138円でございます。

各構成市の分担金は、備考に記載のとおり、大阪府が70億856万8,832円、八尾市が7億8,277万46円、松原市が3億5,947万4,260円でございます。

次に、第2款、使用料及び手数料、第1項、使用

料の収入済額は1,477万2,639円ございまして、焼却工場及び北港処分地に係る施設使用料でございます。

次に、第3款、国庫支出金、第1項、国庫補助金の収入済額は、3,737万1,000円ございまして、焼却工場施設整備に係る循環型社会形成推進交付金の収入でございます。

次に、第4款、財産収入、第1項、財産売払収入の収入済額は472万円ございまして、金属廃材などの物品売払代金でございます。

次に、第5款、諸収入、第1項、預金利子の収入済額は、11万8,392円ございまして、歳計現金運用等による預金利子収入でございます。

10ページ、11ページをごらんください。

第5款、諸収入、第2項、雑入、第1目、廃棄物処理収入、第1節、廃棄物処理収入の収入済額は、7,508万9,011円ございまして、守口市からの受託焼却収入、破砕施設において回収した金属売却収入等でございます。

第2節の発電収入の収入済額は、41億9,857万4,591円ございまして、ごみ焼却時の余熱を利用した発電における余剰電力の売却収入でございます。

また、第2目、雑入、第1節、雑収の収入済額は、4,905万2,042円ございまして、焼却処理事業に伴います雑収等でございます。

次に、第6款、組合債、第1項、組合債の収入済額は、3,600万円ございまして、埋立処分地整備に係る組合債発行による収入でございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

続きまして、歳出決算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページに、申し訳ございませんが、お戻りいただけますでしょうか。

歳出につきましては、歳出合計欄にございますように予算現額130億6,049万円に対しまして、支出済額は125億6,651万813円でございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

歳出の主な内容を申し上げます。

第1款、議会費、第1項、議会費の支出済額は、77万8,594円ございまして、議会運営に要した経費でございます。

次に、第2款、総務費、第1項、総務費の支出済額は、4億8,602万1,737円でございます。

内容としたしましては、総務部職員の給料、組合の管理運営事務に要した経費でございます。

14ページ、15ページをごらんください。

第3款、廃棄物処理費、第1項、廃棄物処理費の支出済額は、95億6,731万8,542円でございます。

内容としたしましては、施設部職員の給料、焼却工場の運営、維持管理等に要した経費でございます。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

次に、第4款、公債費、第1項、公債費、第1目、元金の支出済額は、22億7,001万846円、次の第2目、利子の支出済額は、2億4,238万1,094円でございます。大阪市から引き継ぎました焼却工場や北港処分地の整備事業費として借り入れた地方債の元利償還金でございます。

なお、第5款、予備費でございますが、当初予算1,000万円に対しまして、予備費充当額はございません。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、23ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入決算額及び歳出決算額ともに125億6,651万1,000円でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともにゼロ円でございます。

続きまして、26ページ、27ページをごらんください。

財産に関する調書でございます。

まず、1、公有財産のうち、(1)土地及び建物でございますが、その他の行政機関として、非木造の建物が22万9,371.38平方メートルでございます。焼却工場等でございます。

次に、28ページ、29ページをごらんください。

先ほどの非木造の建物について、その他の行政機関におけるその他の施設として分類いたすものでございます。

続きまして、30ページをごらんください。

(5)無体財産権でございますが、特許権が7件となっております。内容としたしましては焼却施設等に関係する特許でございます。

次に、31ページをごらんください。

2の物品でございますが取得価格が50万円以上の物品について掲載しております。75点でございます。

また、3の債権につきましては、表に記載のとおり2件の保証金がございます。

引き続きまして、平成28年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果に関する報告書について御説明させていただきます。

報告書の1ページをごらんください。

最下段でございます。第2、主要な事業の成果でございます。

まず、1、歳入の(1)発電収入でございますが、下から2行目をごらんください。

平成28年度における売電量につきましては、電力会社におきまして、2億7,534万kWh、その他の施設につきましては、404万kWhとなっております。

次に、2ページをごらんください。

中段から少し上の(3)廃棄物処理費でございますが、まず、焼却処理におきまして、平成28年度の焼却処理実績を表にまとめております。年間の焼却処理量は、99万4,989トンでございます。そのうち、構成市分としたしましては、大阪市分89万8,806トン、八尾市分6万8,908トン、松原市分2万5,313トン焼却処理しております。

破碎処理でございますが、平成28年度の破碎処理実績を表にまとめております。破碎処理実績としたしまして、年間破碎処理量9,216トン、そのうち、鉄、アルミの資源化量が1,493トンとなっております。

続きまして、3ページをごらんください。

埋立処分でございますが、平成28年度の埋立処分実績を表にまとめております。年間の埋立処分量は、15万1,856トンでございます。なお、工場別の残滓の搬出量は、右の表のとおりでございます。

平成28年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合歳入歳出決算報告に関する説明につきましては、以上でございます。

議長（山本長助君）次に、決算審査意見書につきまして、代表監査委員の説明を求めます。

阪井代表監査委員。

（代表監査委員阪井千鶴子君答弁席へ）

代表監査委員（阪井千鶴子君）決算審査意見書の概要説明をさせていただきます。

平成28年度の一般会計歳入歳出決算の審査につき

ましては、お手元に配付のとおり決算審査意見書として取りまとめ、管理者に提出をしたところでございますが、その概要について御説明いたします。

お手元の意見書の1ページをお開き願います。

まず、「第1 審査の対象」でございますが、記載しております一般会計の歳入歳出決算書、事項別明細書等が審査の対象でございます。

次に、「第2 審査の方法」でございますが、歳入歳出決算書等について関係書類と照合し、関係職員から予算の執行状況について聴取するとともに、執行に伴う関係書類を抽出により審査いたしました。

次に、「第3 審査の結果」でございますが、歳入歳出決算書等の計数につきましては正確であると認められ、また、予算の執行についてもおおむね適正であると認められたところでございます。

2ページをお開きください。

「第4 意見」について、御説明いたします。

「1 歳入・歳出について」の(1)総括でございますが、平成28年度の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計における決算額については、予算現額130億6,049万円に対し、歳出額が125億6,651万1,000円で、4億9,397万9,000円の減となったことから、各構成団体に分担金を還付したことにより、歳入額は歳出額と同額の125億6,651万1,000円となっております。

歳入額・歳出額ともに前年度の決算額である148億3,107万2,000円に比べ、22億6,456万1,000円、15.3%の減少となっております。

環境施設組合の自主財源である発電収入については、入札等による売電単価の増や売電量の増により、予算現額から1億5,276万2,000円の増となっております。

廃棄物処理費については、ごみ焼却処分に係る薬品費及び光熱水費等の使用量が見込みを下回ったこと等により、予算現額から4億541万3,000円の減となっております。

こうした収入増と歳出削減とにより、各構成団体分担金は6億3,584万9,000円の減となり、環境施設組合は分担金の抑制に向け適切に事業運営を行っております。

しかし、今後は住之江工場のプラント更新に向けた工事費用の負担が増大することから、引き続き発

電収入やその他自主財源の最大化と効率的かつ効果的な事業運営による経費削減を求めています。

4ページをお開きください。

(2) 発電収入についてでございますが、発電収入は、焼却工場の安定稼働による発電量の増により41億9,857万5,000円となり、予算現額より1億5,276万2,000円の増となっておりますが、前年度と比較すると、焼却量の減少による発電量の減や売電単価の減の影響により、4億6,221万7,000円の減となっております。

電気の市場価値が低下しているほか、ごみ量が年々減少し発電量が減少する傾向であるなど、発電収入の安定確保に向けては厳しい状況ではありますが、各工場の設備に応じたより効率的な運転方法の検討や工場内消費電力量をさらに削減する取り組みなどを進めていくことで、売電量の増加を一層推進するよう求めています。

続きまして、5ページをごらんください。

(3) 焼却工場別決算状況についてでございますが、稼働6工場のうち鶴見、西淀、八尾の3工場については、稼働から20年以上が経過しており、今後、老朽化に伴う整備経費のさらなる増加も想定されますが、効率的かつ効果的な整備工事及び維持管理を検討、実施することにより、工場整備経費の低減化に努めるよう求めています。

続きまして、6ページをお開きください。

「2 経営計画の進捗管理について」でございますが、環境施設組合では、事業運営の基本的な方針として、平成28年1月に経営計画を策定しました。経営計画は、平成28年度からの5年計画であり、3つの目標を設定し、その実現に向けた具体的な取り組みを進めることとしております。

平成28年度は、災害対応の充実を進めるとともに、住之江工場更新・運営事業における総合評価落札方式の導入に向けた検討を行いました。

こうした計画初年度の取り組み状況については、環境施設組合では実績報告を取りまとめております。

今後は、取り組み実績を踏まえ、目標の達成状況や各取り組み項目の有効性について検証や分析に基づく評価を行い、事業運営に生かすよう求めています。

次に、「3 住之江工場の更新・運営事業について

て」でございますが、平成28年3月末に設備老朽化のため稼働を休止した住之江工場の更新・運営事業においては、公共が資金を調達し、プラントの設備更新並びに運営を民間事業者に一括で委ねるDBO方式を導入することとしております。

本事業では、事業者による住之江工場の運営期間を、更新後20年間としており、落札者は、住之江工場の運営業務の実施のみを目的とした特別目的会社（SPC）を設立することとしております。

焼却工場は、常に安全かつ安定した操業がなされなければならないことから、SPCの財務状況の健全性を適切に確認するとともに、事業の長期的な継続性の確保に向けた取り組みを遺漏なきよう進めることを求めています。

また、SPCの運転管理・施設維持管理のモニタリングについても、実施頻度や実施方法などその内容を明確化することにより、事業の安全性の確保を図るよう求めています。

決算審査意見書の概要説明につきましては、以上でございます。

議長（山本長助君） これより採決に入ります。

お諮りいたします。報告第4号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は、承認されました。

議長（山本長助君） 次に、日程第4、議案第17号、平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議長（山本長助君） 理事者の説明を求めます。

菘田事務局長。

（事務局長菘田哲生君答弁席へ）

事務局長（菘田哲生君） それでは、議案第17号、平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

第1号補正予算につきましては、地方自治法第214条の規定による債務負担行為でございます。

具体的な内容につきましては、裏面の第1表、債務負担行為をごらんください。

住之江工場更新・運営事業に当たりましては、公共が資金を調達し、プラント設備の更新並びに運営

を、民間事業者に、一括かつ長期的に委ねるDBO方式により実施いたします。

このため、期間平成30年度から54年度、限度額364億5,200万円の債務負担行為を設定するものでございます。

平成29年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第1号）に関する説明については、以上でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本長助君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。美延映夫君の質疑を許します。

美延映夫君。

（1番美延映夫君発言席へ）

1番（美延映夫君） 大阪維新の会の美延でございます。一般会計補正予算（第1号）について、質疑をさせていただきます。

住之江工場の更新、それから運営事業につきまして、これまでも、私どもの会派、片山議員からも事業の必要性等について質疑を行ってまいりましたが、今回、平成28年度の決算とともに、補正予算案が提出されておりますので、この補正予算案の内容について、質問をさせていただきます。

今回提出されております補正予算案の内容といたしましては、住之江工場更新・運営事業に係る債務負担ということですが、この補正予算の内容について教えていただきたいと思うのですが。

また、債務負担の期間も長期にわたるものとなっておりますので、当然のことながら、今後、物価変動や法改正、制度改正などによって事業費に変更が生じることも想定されると思いますが、その場合の対応についても、あわせて教えていただけますでしょうか。

議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業については、昭和63年7月に竣工後、約28年間稼働した住之江工場の老朽化に伴う施設整備を計画するに当たり、既設の建物

を活用してプラント設備等を更新するもので、事業の実施に当たっては、公共が資金を調達し、プラント設備の更新及び運営を民間事業者に一括かつ長期的に委ねるDBO方式により実施いたします。

本補正予算案は、本年9月中旬に入札公告を予定していることから、入札のための債務負担行為の設定をお願いするものです。

この度、上程しております債務負担行為の内容といたしましては、住之江工場の建設費と運営費を合わせて、限度額は364億5,200万円、期間といたしましては平成30年度から平成54年度でございます。

内訳といたしましては、平成30年8月から平成34年度末までに実施いたします現在のプラント設備の撤去、建物の耐震補強、新しいプラントの設置、その他外構工事等の建設費に係る債務負担の額が210億100万円、また、平成35年度から平成54年度までの20年間の運営に必要な薬品代などの用役費、点検補修費、人件費等を含む運営費に係る債務負担の額が154億5,100万円でございます。

また、この度上程しております債務負担行為の限度額364億5,200万円につきましては、今後の物価変動や法改正などに伴う費用の増減は見込んでおりません。

このため、建設期間中あるいは運營業務期間中に物価水準等の変動により請負代金を見直す必要が生じた場合や、法改正等により新たな負担が生じた場合の対応につきましては、平成30年8月に締結を予定しております特定事業契約の規定に盛り込み、環境施設組合と事業者の双方で適正な費用負担について、協議を行いたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 美延映夫君。

1番（美延映夫君） 補正予算の中身はわかりました。

一方で住之江工場の更新・運營業業ではDBO方式を採用するということですが、このDBO方式というのは、他都市ではどのような所が実施されておるのでしょうか。

また、このDBO方式の採用に関して、先日、環境施設組合のホームページで特定事業の選定について公表が行われましたが、この特定事業の選定についての説明と、その結果として、財政支出の削減効果が示されていましたが、その内容をあわせて教え

ていただけますでしょうか。

議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

ごみ焼却施設におけるDBO方式の採用事例でございますが、平成15年3月に竣工した北海道の西いぶり廃棄物処理広域連合で初めて採用され、その後、福岡市を含む福岡都市圏南部環境事業組合や熊本市、埼玉市、四日市市など、多くの自治体で採用されております。

住之江工場更新・運營業業につきましては、DBO方式で行いますが、PFI事業に準じた手続を行っておりますことから、このたび特定事業の選定を行ったところです。

特定事業の選定とは、PFI事業の手続の一環でございます。一定の検討を経た事業について、PFI事業として実施することの妥当性をさらに詳細に検討、評価し、事業の実施を決定するという意味を持ちます。

特定事業の選定では、公共施設等の整備、運営等が効率的かつ効果的に実施できるかを従来方式で実施した場合と比較して確認をいたします。具体的には、同一水準のサービスである場合は、事業期間中の財政負担が軽減されること、または、財政負担が同一である場合にはサービスの向上が期待できることが選定の基準になります。

その結果、今回の住之江工場更新・運營業業につきましては、DBO方式で実施することで従来の公設公営方式に比べて、5.11%の財政負担見込み額の縮減を期待できるという結果を得ております。

この財政負担見込み額は、建設費、維持管理費、運営費などの支出から交付金や売電収入等の収入を差し引いた長期間にわたる実質の財政負担額を、国の算出手法を用いて、現在の価値に換算したものです。

以上でございます。

議長（山本長助君） 美延映夫君。

1番（美延映夫君） DBO方式について民間活用で、財政負担の低減を図ることができるのはよいことだと思います。しかし、コストを抑え過ぎて民間事業者に無理な運営を強いることになると、実際のごみ

焼却工場の運転についてトラブルが生じ、市民生活に直結する事態になる恐れもあるかと思えます。

こうした事態を未然に防ぐためには、環境施設組合として、事業のモニタリングをしっかりと実施していくことが必要だと思えます。

一方で、モニタリングされた内容については、我々議会としてもチェックしていく必要があると考えますが、環境施設組合が実施されるモニタリングのあり方や、結果の公表について、どのように考えているか教えていただけますでしょうか。

議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

住之江工場の運営事業につきましては、住之江工場の建設、運営に携わる設計企業、建設企業、運営企業等の構成企業が出資して設立する運営事業者が実施することとしております。

一方で、環境施設組合といたしましては、運営事業者による運営業務の遂行状況が、運営業務委託契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視、いわゆるモニタリングを行うことで、適正な処理体制の確保に努めてまいります。

この運営業務のモニタリングの内容といたしましては、運転状況や保守点検状況の確認、公害防止管理値等の適合性の確認だけでなく、事業運営、経営状況に関する確認など、多岐にわたります。

モニタリングの詳細な内容につきましては、他都市におけるモニタリングの実施状況も踏まえ、平成 30 年 8 月に事業者と締結する運営業務委託契約書等において規定するとともに、その結果につきましては、議会において報告を行うほか、環境施設組合ホームページ等で公表するなど、適切に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 美延映夫君。

1 番（美延映夫君） 今の答弁でもございましたように、工場の運営業務のモニタリング結果については、適切に報告していただきたいと思えます。

一方で、20年間の長期間にわたり運営事業を行うに当たって、リスクを生じてくることもあり得ると

思うのです。

例えば、運営事業者が途中で撤退したり、倒産したりということも、そういうおそれも考えられます。

こうしたリスクへの対応についてはどうお考えでしょうか。

議長（山本長助君） 櫻田施設部長。

（櫻田施設部長答弁席へ）

施設部長（櫻田輝生君） お答えいたします。

運営事業者が途中で撤退するかもしれないというリスクに対しましては、住之江工場の建設、運営に携わる全ての構成企業が出資して設立する運営事業者の株式の譲渡や処分等を禁止することや、運営事業者が債務超過に陥るなど、事業継続が困難となった場合には、構成企業の全部が連帯して、運営事業を継続できるような措置を講ずること、また、運営を担う企業が運営業務を続けることができなくなった場合には、構成企業等が後継の運営企業を探して、運営業務を継続させることなどの規定を平成 30 年 8 月に締結する特定事業契約に盛り込むなど、リスク回避に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 美延映夫君。

1 番（美延映夫君） 住之江工場の更新・運営事業は、環境施設組合では初めて、D B O 方式を採用するという事業になります。

この事業は、ごみ焼却工場の設計や建設だけではなく、長期にわたる運営までを民間に任せることとなりますので、その費用もさることながら、事業者の負担も非常に大きいものになることが予想されます。

長期的、安定的な処理体制を確保するためにも、環境施設組合として、事業者に対するリスクの回避を図りながら、適切な事業運営を行われるようしっかりとモニタリングに努めていただきたいと思います。望いたします。私の質疑を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（山本長助君） 次に、加藤仁子君の質疑を許します。

10 番、加藤仁子君。

（10 番加藤仁子君発言席へ）

10 番（加藤仁子君） 自由民主党市民クラブの加藤仁

子でございます。

私も、今回、補正予算が提出されております住之江工場のプラント更新・運営事業についてお伺いをいたします。

この住之江工場のプラント更新・運営事業につきましてはD B O方式で実施するとされておりますけれども、これまで行政や議会において、どこまで議論が尽くされてきたのかなど、私は感じております。

まず初めに、この事業の実施に当たりまして、D B O方式を選んだ経過とこれまでの議会での議論のポイントについての認識をお答えください。

議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

D B O方式を選定いたしました経過でございますけれども、平成23年度から平成24年度にかけて行われた大阪府市統合本部会議において、ごみ焼却工場の運営体制について検討を行い、メリットやデメリット、またコスト比較等を行った結果、公営2工場、運転業務の民間委託2工場、業務全般の民間委託2工場とすることのほか、業務全般の民間委託を行う場合にはD B O方式を導入することなどの方向性を取りまとめられ、平成24年6月に大阪市戦略会議において、これらの基本的な方向性に沿って事業を実施していくこととされました。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設立に当たり、これらの方向性を継承し、平成27年4月に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画において、6工場稼働体制としていく中で、2工場についてはD B O方式を基本とする民間委託を導入することを明記し、住之江工場の更新に当たってはD B O方式を導入することといたしました。

議会における議論でございますが、平成25年3月に開催された大阪府市民生保健委員会において、住之江工場建設に当たってはD B O方式を基本として、効果的な手法で実施してまいりたいとの答弁をさせていただくとともに、その後の大阪府市民生保健委員会におきましても、折々に、住之江工場についてはD B O方式で建てかえを行うとの答弁をさせていただいております。

また、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会におきましては平成28年2月の定例会において、住之江工場の更新に当たっては、D B O方式を採用することとしているとの答弁をさせていただくとともに、平成28年度予算において、住之江工場更新・運営事業に係るアドバイザー業務委託経費に関する予算並びにその債務負担行為について、御承認をいただいたところでございます。

以上でございます。

議長（山本長助君） 加藤仁子君。

10番（加藤仁子君） 行政における議論としましては、平成24年の大阪府市統合本部会議におきまして、基本的な方向性が示されたとのことですが、その中では、D B O方式のメリットとデメリットを検討されたということでございますけれども、その具体的な内容を教えて欲しいのです。特にデメリットをどれくらいきちんと議論されましたでしょうか。お尋ねいたします。

議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

平成24年度の大阪府市統合本部会議において、公設公営、公設民営、P F I方式、D B O方式についてのメリットやデメリットの比較検討が示されました。

その中で、D B O方式を導入するメリットの部分でございますが、民間事業者の持つノウハウや技術力の活用が可能であることや民間における新たな事業機会の創出等が挙げられました。

一方で、デメリットの部分でございますが、公共側の技術者育成ができないことや、契約から着手に至るまでの手続が複雑であり長期間を要すること、また、事業者による事業運営の監視、透明性を確保するためのモニタリング体制が必要であることなどが挙げられました。

以上でございます。

議長（山本長助君） 加藤仁子君。

10番（加藤仁子君） 今ですね、デメリットをどれくらいきちんと議論したかというのを聞いているのですけれども、どのくらいきちんと議論しましたか。

議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。



（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

大阪府市統合本部会議におきましては、平成23年度から24年度にかけて、焼却工場の運営体制について検討いたしました。この中で、メリット、デメリットにつきましても議論をいたしまして、その中でデメリットといたしましては、先ほど申し上げましたような結論に至っております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 加藤仁子君。

10番（加藤仁子君） 府市統合本部で議論されたということでありまして、デメリットをいくつか先ほど挙げられましたけれども、公共側の技術者育成ができないことやモニタリング体制が必要なことについてはやはり全面的に事業者任せにしようということからくる課題でもあると思います。

DBO方式を採用した場合には、全てを事業者委ねることになるのでしょうか。あるいは、実際に公共として事業に関与していく部分はあるのでしょうか。

これね、基本的に申しまして、公共の技術者の育成が自前でできなくなるというのは、職員不補充になっておりますし、民間委託していくということになるので、できなくなるというのに、事業者へのモニタリングを強めるとは、そもそも大変矛盾していると私は思います。技術に詳しい人材が乏しくなるのに、事業者の監視体制をどうやって強めていくのでしょうか。DBOというデザイン、ビルト、オペレーションなどと格好よい言葉ですけれども、つまりは市民生活の根幹を支える仕事を丸投げするわけですね。違いますか。公共はどう関与して監視できるのですか。お答えいただきたいと思っております。

議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

DBO方式では、公共が資金調達を行い、設計、建設、運営を一括して民間委託する方式であるため、基本的には事業者が責任を持って事業を実施することとなります。

一方で、環境施設組合が公表しております要求水

準書におきましては、公共すなわち環境施設組合として、設計、建設業務に関しては、事業者が実施する設計業務、建設業務が要求水準に適合した内容になっているかを確認するためのモニタリングを実施していくこととしております。

また、環境施設組合は、運営事業に関して、運営事業者が行う運営事業のモニタリングを行うことのほか、ごみが適切に搬入されるように構成市と調整を行うことや、焼却灰、捕集灰処理物、搬入不適物等の運搬及び処分を行います。また、施設に搬入される廃棄物が環境施設組合の受入基準に適合しているかを確認するための搬入物検査についても運営事業者と連携して行うことといたしております。

加えて、住民対応等につきましても、環境施設組合が運営事業者と連携して対応することとしており、こうした業務を通して、環境施設組合としての技術力を高め、環境施設組合としてこの事業に関与していくということで努めていきたいというふうに考えております。

議長（山本長助君） 加藤仁子君。

10番（加藤仁子君） 今、住民対応については環境施設組合が運営事業者と連携して対応していくとおっしゃっておりますけれども、基本的には、運営事業者が責任を持って事業を実施していくということになるということですね。

しかしですね、万一、事業実施に当たって、何か問題が生じた場合、例えば、事故や、周辺住民に影響を及ぼす事態、いわゆるダイオキシンや大気汚染といったそういういろんな問題が生じた場合には、行政としてきちりと説明責任を果たしてもらいたいと思っておりますし、説明責任はもちろんのことなんですけれども、事業者が対応不能な場合、行政は速やかに十分にきちんと対応するという約束をですね、市民や議会にできるということですね。これ、約束していただけるということですね。この点も責任ある答弁をお尋ねします。

議長（山本長助君） 榊田施設部長。

（榊田施設部長答弁席へ）

施設部長（榊田輝生君） お答えいたします。

現在、環境施設組合が公表している要求水準書案では、環境施設組合は周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行うこ

とを定めております。

これらの規定に基づいて、万一、事業の実施に当たり、事故や周辺住民に影響を及ぼすような事態が発生した場合には、運営事業者と連携いたしまして、環境施設組合が行政として対応し、説明責任を果たしてまいります。

以上でございます。

議長（山本長助君） 加藤仁子君。

10番（加藤仁子君） 部長ありがとうございました。

今回、環境施設組合の所有する施設で初めてですね、今、維新の美延先生もデザイン、ビルト、オペレーション方式を採用されるということで、聞かれましたけれども、工場の建設から運営というのは、本当に非常に長期間にわたるものでございます。

市民生活にも直結してくる問題でもあります。ですから、全ての業務を事業者に丸投げしてしまうのではなくて、その執行責任は、環境施設組合にありますし、最終責任というのは、行政としても負っていくことを十分に認識していただいて、行政として、事業者のメリットを損なわない限りは、できるだけ関与していただきたいと思います、そのように思います。

先ほどの答弁、この大事な点が非常に心もとなく感じました。一部事務組合になって、法的には特別地方公共団体ということではありますけれども、大阪市各会派への丁寧な説明が不要になったわけでは全くないということを指摘しておきます。

大阪は、巨額のお金を支出していることに変わりはありませんから、行政としての責任性も含めて厳正な認識をお願い申し上げます。

また、内部の技術有識者の人材育成にもあらゆる努力をしていただきたいと思います、そのように思います。この点も、半ば開き直っているような、民営化するとか、そういうふうなことも言ってらっしゃる。人材育成をしないとですね、地域住民の生活の安全、安心の維持と向上につながらないとやはり思います。

加えて特に防災対応などで、今後、よりよいプランニングをどうするのか。また、市や府、近隣自治体との連携を災害時にどうするのかなど、一部事務組合という特別地方公共団体だということであれば、一層、主体的に考えて、市に提案するくらいでないといけないと私は思います。

以上、よろしくお願いを申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山本長助君） 次に、岸本栄君の質疑を許します。

11番、岸本栄君。

（11番岸本栄君発言席へ）

11番（岸本栄君） 公明党の岸本でございます。

私のほうからは、住之江工場のプラント更新・運営事業について、事業方式をD B O方式で実施するというにされていますが、今回、公設民営方式、D B O方式における公共すなわち行政の関与の重要性、また住民の安心のための具体的な担保といった観点から質問させていただきたいというふうに思います。

まずですね、ごみ焼却工場の建設及び管理運営方式については、公設公営、P F I等の民設民営、長期包括運営委託方式を含む公設民営、D B O方式などがあります。

過去5年間の他都市における契約状況を調べましたところ、わかったことというのは、公設公営方式とD B O方式がほぼ半数ずつであったということです。

公設公営は従来方式なのでよく知ってますけれども、長期包括運営委託方式とD B O方式は公共がごみ焼却工場の建設費用を負担して、運営は民間を活用する点では同じであるというふうに思いますけれども。

ではお伺いしますが、長期包括運営委託方式とD B O方式との違いというのは何なのか。また、D B O方式を選択したのは、民間事業者のノウハウを活用することができるということでありましたけれども、技術レベルが高く、ノウハウを有している民間事業者でも、事業経費のみを優先することになれば価格だけの競争となって、その技術力やノウハウを生かすことができなくなるということも考えられます。

そこで、よい民間事業者を選定するための方法が、大変重要になるというふうに思うのですけれども、どのようにして民間事業者を選定するのか、その上で、民間事業者から得られたノウハウを環境施設組合として、どのようにして活用していこうとしてい

るのか、この点について、お伺いいたします。

議長（山本長助君） 理事者の答弁を許します。金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたしません。

公設民営としての長期包括運営委託方式は、公共が施設建設を行い、施設の維持管理、運営等については民間事業者が行いますが、D B O方式の場合は、民間事業者が施設建設を行った上で、引き続き民間事業者が施設の運営、維持管理を行うこととなります。

D B O方式では、民間事業者に設計、施工から運営、維持管理までを一括発注することで建設計画に維持管理のノウハウや技術力を反映することができますので、D B O方式の方がより広範に民間事業者のノウハウを活用できると考えております。

民間事業者の選定に当たっては、従来の価格のみによる落札方式とは異なり、価格と機能や安全性などの価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式を採用することから、施設のコストパフォーマンスの最適化を図った提案を選択できると考えております。

また、今回のD B O方式で民間事業者から得たノウハウにつきましては、今後のごみ焼却工場の建設や運営を行っていくに当たり、公設公営や運転業務のみ民間委託で行うごみ焼却工場等においても生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 岸本栄君。

11番（岸本栄君） ありがとうございます。

今の御答弁では、選定に当たっては総合評価方式で行うということですね。しかし、今までは、価格の一般競争入札でありましたから、優劣が明確であったわけです。単純に価格での優劣になりますよね。ただ、今回は、総合評価方式で行うとのことであれば、設計から建設、維持管理、運営まで民間業者に任すわけですから、審査が非常に難しいと思うんですけれども、ちょっとお伺いしますけれども、これ、誰が選定されるのでしょうか。

議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

平成28年10月に定めた、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公共工事総合評価落札方式実施要領では、総合評価方式を適用する工事については、技術審査委員会を設置し、技術審査委員会の審議を経て落札者を選定することとしております。この技術審査委員会の組織につきましては、本組合職員による委員長及び委員をもって構成しております。

一方で、総合評価落札方式を採用する場合には、地方自治法により落札者決定基準を定めようとするときや、落札者を決定しようとするときに必要があるとされた場合には、学識経験者の意見を聞かなければならないとされております。

住之江工場プラント更新・運営事業に係る技術審査委員会におきましても、廃棄物を初め、建築や環境、会計事務といったさまざまな分野における学識経験者の方々に御出席いただき、御意見をお伺いしながら審議を進めておりますので、技術的な面でも適正な評価は可能であると、このように考えております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 岸本栄君。

11番（岸本栄君） 職員だけで大丈夫なんですかね。学識経験者、専門家には意見を聞くだけなんですよ。何回も繰り返しますけど、本当に職員だけで大丈夫ですかね。300億を超える税金を投入するわけですから、しっかりと、公正に入札が行われるように私のほうから要望しておきます。

次にですね、市民の立場から見るとですね、これまでの公設公営方式では、ごみ焼却工場の建設から運営までを公共が実施するというので、安心感を持っていたんですけども、D B O方式で建設から運営までの全てを民間事業者が行うということになれば、市民が不安を抱くことになるのではないかと、いうふうに思うわけです。

そのような市民の不安を払拭するには、先ほどの質疑にもありましたように、民間事業者が適切に運営を行っていることを、環境施設組合が、しっかりとモニタリングすることが必要であるというふうに思います。

では、具体的に、どのようにモニタリングを実施

していくのでしょうか。お伺いいたします。

議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

モニタリングとは、運営事業者の運営業務の状況が、要求水準書及び運営業務委託契約書などに定める要件を満たしていることを確認するために、発注者が運営業務の監視を行うこととございます。

現在、環境施設組合が公表しております要求水準書案におきましては、ごみ処理状況の確認、運転状況、薬品などの使用状況の確認、保守点検状況の確認、公害防止管理値等の各基準への適合といった、ごみ焼却工場の運転状況に関する事項や、安全体制、緊急連絡などの体制の確認、安全教育や避難訓練の実施等といった安全体制に関する事項、また、運営事業者が作成する各事業年度の決算報告書や環境報告書といった事業運営に関する事項等について、環境施設組合が年間を通じてモニタリングを行うこととしております。

これら環境施設組合が実施いたしますモニタリングの詳細な内容につきましては、他都市におけるモニタリングの実施状況も踏まえ、平成30年8月に民間事業者と締結する運営業務委託契約書等に基づき適切に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 岸本栄君。

11番（岸本栄君） モニタリングの実施に当たりましては、非常に幅広い項目にわたって行うことにするということですね。

一方で、先ほど、加藤議員のほうからもございましたけれども、設計、建設、運営、また、維持管理を行うに当たっては、住民の安心を担保して、安全かつ安定的に施設が運営されるという観点から、全てのことを民間に任せるのではなくて、組合が責任を果たして、近隣住民への安心を担保していくことが大事であるというふうに思いますけれども、この点について、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（山本長助君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたしま

す。

住之江工場の運営事業につきましては、構成企業が出資して、本事業に係る運営業務の遂行のみを目的とする運営事業者を設立することとしております。

運営事業者は、要求水準書等に基づいて、施設の基本性能を維持し、安定性、安全性を確保しつつ効率的に事業運営を行うとともに、運営事業者みずからが経営の健全性及び透明性の確保に努める必要があります。

一方で、環境施設組合といたしましては、公共の責任を明確にするために、モニタリングのための職員を現地に常駐させることを検討するなど、近隣住民の安心への担保も考慮していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 岸本栄君。

11番（岸本栄君） ありがとうございます。

住之江工場の運営が民営化されるとしてもですね、公共すなわち行政の中において、ごみ焼却場の管理運営に関して、専門的な知見と技術を持った職員を育成して、持続的な管理監督ができる体制を整えることが大事であるというふうに思います。

モニタリングを適切に行うためにも、現在の職員の持つ技能、技術、ノウハウを継承していく必要があるというふうに思われますが、この点についても、どのようにお考えになっているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（山本長助君） 榎田施設部長。

（榎田施設部長答弁席へ）

施設部長（榎田輝生君） お答えいたします。

環境施設組合では、これまで培ってきた高い技術力と適切な人員配置により、きめ細やかな管理運営に努め、老朽化した工場においても安定した稼働を続けてきたという実績を有しております。

今後も、適切なおみ処理体制を維持していくためには、管理運営に携わる技術力を有した職員の育成は欠かせないものと考えております。

ごみ焼却工場の民間委託については、建てかえ時に合わせて順次導入する計画ではありますが、環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画においても、直営工場を残していく方針とするとともに、平成28年1月に作成いたしました環境施設組合の経営計画の中

でも、人材の継続的な育成、並びに運転維持管理技術の向上及び承継は重要な課題であると認識しており、積極的に取り組んでいるところです。

こうしたところから、D B O方式の採用に当たっても、モニタリングのための職員を配置し、民間事業者のノウハウの吸収も図りながら、適切な処理体制を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本長助君） 岸本栄君。

11番（岸本栄君） 部長ありがとうございます。

何点かにわたってお伺いしましたがけれども、今回のD B O方式での選定に当たりましては、総合評価方式で行うということでございますので、先ほども言いましたけれども、しっかりと公正に入札が行われるようにということと、今、御答弁にもありましたように、今まで以上の管理運営を行うためにも、専門的な知見と技術を持った職員を育成していくことが大事でありますので、先ほどの答弁では抽象的な

内容でしたのでね、今後、具体的にどのように育成していくのかということをも、また、議会の方にもしっかりと報告してもらいたいということを要望しまして、私からの質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

議長（山本長助君） これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第17号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山本長助君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

閉 議

議長（山本長助君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

議長（山本長助君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後 2 時 58 分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

山 本 長 助 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

大 野 義 信 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

重 松 恵美子 ⑩